

平成23年度 第8回 富合町合併特例区協議会



と き 平成23年11月9日(水)
午前10時00分～
ところ アスパル富合 研修室

富合町合併特例区協議会事務局

協議第 1 号

平成 23 年度

富合町合併特例区一般会計
補正予算書（案）

富合町合併特例区

平成 2 3 年度 富合町 合併特例区 一般会計 補正予算 (第 1 号)

平成 2 3 年度 富合町 合併特例区 一般会計 の 補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 1 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、
「第 1 表 債務負担行為」による。

平成 2 3 年 1 1 月 日 提出

富合町 合併特例区 長 村 崎 秀

第1表 債務負担行為

債務負担行為で翌年度以降に渡るものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度移行の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国(都道府県)支出金	地方債	その他	
平成23年度富合町老人憩の家指定管理者管理運営委託	千円 15,780		千円	平23 ～平25	千円 15,780	千円 0	千円 0	千円 0	千円 15,780

備考 限度額の金額表示の困難なものについては、当該欄に文言で記載することができること。

報告第 1 号

平成 22 年度富合町老人憩の家指定管理者管理運営の評価結果について

報告第 2 号

富合町老人憩の家指定管理者候補者選定委員会設置について

富合町老人憩の家指定管理者候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 富合町老人憩の家の指定管理者制度に係る候補者(以下「候補者」という。)の選定及び適正な管理運営の履行の確保に関し必要な事項を審査するため、富合町老人憩の家指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、富合町老人憩の家について、指定管理者制度を適用させようとする場合、候補者を選定するため必要な事項を審査するものとする。
2 選定委員会は、指定管理者制度に係る協定の履行上の疑義及び履行不能等の処理について審査を行い、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の全部もしくは一部の停止命令に関する意見を付すものとする。

(組織)

第3条 選定委員会は、富合校区老人クラブ連合会会長、木原地区区長、富合町合併特例区事務局長、富合町合併特例区保健福祉班長、富合町合併特例区総務班長の5名をもって組織する。
2 会長は、富合町合併特例区事務局長をもって充てる。
3 委員に事故等あるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 選定委員会は、必要の都度会長が招集する。
2 選定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ説明又は意見を聴くことができる。
5 選定委員会の会議は、公開しないものとし、何人も審査の内容を他に漏らしてはならない。

(選定基準)

第5条 選定委員会は、候補者を選定する場合には、次の各号に掲げる選定基準について特に意を用い、かつ、総合的に判断しなければならない。
(1) 施設設置の目的が達成できること。
(2) 利用者の平等な利用が確保されること。
(3) 事業計画書の内容が、当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮しサービスの向上が図られるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られること。
(4) 事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること。
(5) 市民の声が反映される管理が行われること。
(6) 安全管理の状況
(7) 労働福祉の状況
(8) 環境保護、障害者の雇用及び子育て支援等の福祉政策に取り組んだ経営を行っていること。

(事務局)

第6条 選定委員会の庶務は、保健福祉班において行う。

(雑則)

第7条 この規定に定めのない事項及び施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月24日から施行する。

報告第 3 号

富合町駅伝大会について

平成23年度 第43回富合町駅伝大会（開催要項）

1. 目的

富合地域住民のスポーツの振興を図り、走ることにより強靱な体力と精神力、特に困難を克服する気迫と根性を養うことを目的とする。

2. 主催：熊本市富合町体育協会

3. 共催：富合町合併特例区

4. 日時：平成23年12月4日（日）・・・雨天決行

午前9時開会 午前9時30分スタート

5. 参加資格及びチーム編成（原則として区対抗とするが、隣接区との混合チームも可）

1チーム…監督 1名

選手10名（小学生1名、中学生1名、中学生以上3名、16歳以上1名、
一般2名、40歳以上又は一般女子1名、女子1名）

6. 中継点及びコース

スタート 富合総合支所玄関前

↓ 1区 1.2km(小学生)
第1中継所・・・新(公民館先)
↓ 2区 2.0km(中学生)
第2中継所・・・平原(消防ポンプ小屋前)
↓ 3区 3.0km(中学生以上)
第3中継所・・・榎津(広域農道左折約200m先付近)
↓ 4区 2.3km(中学生以上)
第4中継所・・・廻江(小規模多機能型居宅介護よかひより前)
↓ 5区 1.2km(一般)
第5中継所・・・鳥場(阿蘇養蜂㈱駐車場前)
↓ 6区 1.0km(女子)
第6中継所・・・小岩瀬(消防ポンプ小屋先)
↓ 7区 1.7km(一般)
第7中継所・・・菰江(農免道路)
↓ 8区 1.7km(中学生以上)
第8中継所・・・莎崎(農免道路)
↓ 9区 2.6km(16歳以上)
第9中継所・・・田尻(跨線橋先)
↓ 10区 1.6km(40歳以上又は一般女子)
ゴール 富合総合支所玄関前

計10名 18.3km

7. 大会規則

- 1) 競技の方法は、日本陸連の駅伝規則に準ずる。
- 2) 選手の配置等は各チームで行うこと。
- 3) 選手は道路左側を走ること。（1区及び10区の富合小学校前については歩道）
- 4) 選手は小学生が1区、中学生が2区、中学生以上が3・4・8区、一般が5区・7区
女子が6区、16歳以上が9区、40歳以上又は一般女子が10区を走ることとする。
- 5) 名簿変更は、当日午前8時30分まで受付ける。
- 6) 伴走は禁止する。
- 7) 競技中の突発的な事故等については、応急処置のほかは参加者の責任とする。
但し、選手は全員一日傷害保険に加入するものとする。（各地区及びチームで）

- 8) その他、今大会の申し合わせ事項を適用する。
- 9) 補欠は6名以内とする。
- 10) 繰り上げは10分とし、第5中継所で行う。(タスキは赤を使用)

8. 車両

大会関係の車両は、先導車(バイク)、親時計車、広報車、本部・審判車、救護車とする。

9. 開・閉会式

開会式は午前9時から閉会式は競技終了30分後に、富合総合支所玄関前にて行う。
最終ランナーゴール後に、「熊本市富合町体育協会表彰規定該当者」の表彰を行う。

開会式	4. 合併特例区区長挨拶	閉会式	
1. 開会の辞	5. 競技上の注意	1. 成績発表	4. 閉会の辞
2. 優勝旗返還	6. 選手宣誓 (前年度優勝チーム)	2. 表彰	
3. 主催者挨拶		3. 講評	

10. 表彰

- ☆上位3チーム及び区間1位を表彰する。
- ☆各チームで宣言したタイム(トータル)に最も近い1チームを表彰する。
- ☆前年度より躍進した1チームを表彰する。
但し、複数の場合は、前年度より順位がより躍進したチームとする。
(複数の場合はタイム差が大きいチーム)

11. 申込

参加チームは、選手名簿を11月24日(木)までに、富合合併特例区まちづくり班(富合まちづくり交流室内)へ申し込むこと。

12. 競技役員

- 審判長 1名
- 審判員 4名

- 先導 1名
- 親時計 2名
- 広報係 2名
- 出・決勝係 5名
- 出発合図係 2名
- 中継記録 25名
- 救護係 2名
- 総務(本部記録) 5名

13. 中継主任

各中継所記録責任者が兼ねる。

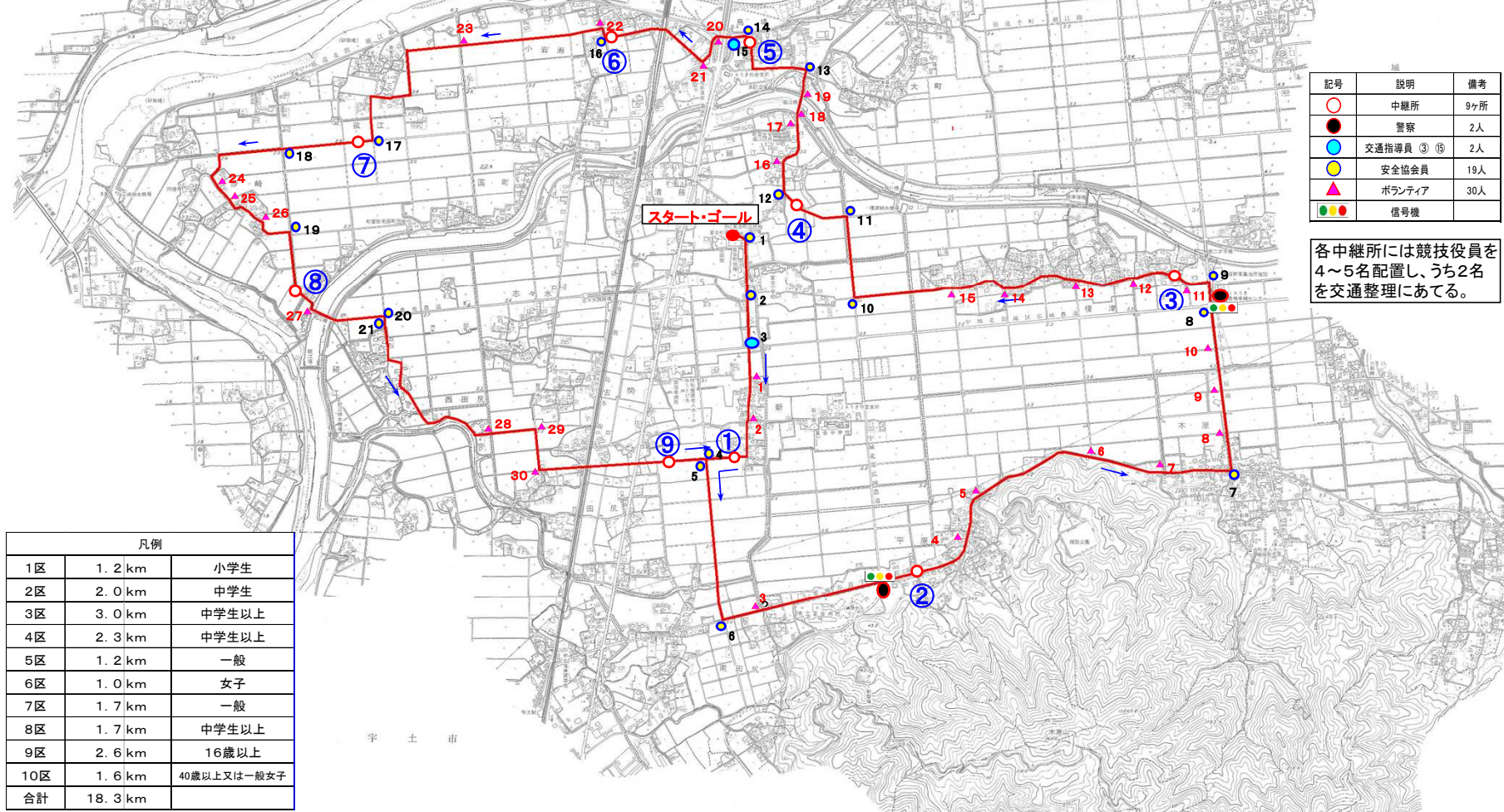
14. 交通整理

信号のある交差点は警察官に依頼し、主要交差点等危険と思われる箇所には交通指導員及び各行政区より選出したボランティアの指導員を配置する。

15. コース

別紙のコース図参照

平成23年度 富合町駅伝大会 交通人員配置図



記号	説明	備考
○	中継所	9ヶ所
●	警察	2人
●	交通指導員 ③ ⑤	2人
●	安全協会員	19人
▲	ボランティア	30人
●	信号機	

各中継所には競技役員を4～5名配置し、うち2名を交通整理にあてる。

凡例		
1区	1.2 km	小学生
2区	2.0 km	中学生
3区	3.0 km	中学生以上
4区	2.3 km	中学生以上
5区	1.2 km	一般
6区	1.0 km	女子
7区	1.7 km	一般
8区	1.7 km	中学生以上
9区	2.6 km	16歳以上
10区	1.6 km	40歳以上又は一般女子
合計	18.3 km	

行事予定表（平成23年11月9日～12月10日）

富合町合併特例区・富合総合支所

日	曜	時間	区長	行事（業務）	場所
9	水	9:00 10:00 12:20 13:30	○ ○	特設人権相談 合併特例区協議会定例会 弦楽アンサンブルコンサート 嘱託員会議 嘱託員便発送日	アスパル和室 アスパル・研修室 アスパルロビー アスパル・研修室
10	木	8:30～20:00		資源ごみ拠点回収日	総合支所横
11	金				
12	土				
13	日				
14	月				
15	火				
16	水				
17	木				
18	金	12:30		委嘱「教育課程」富合小研究発表会	富合小学校
19	土				
20	日				
21	月				
22	火	14:30～15:55		自民党政調会【総務委員会関係】	特別委員会室
23	水	7:30		産業祭・健康祭 勤労感謝の日	
24	木	8:30～20:00	○ ×	資源ごみ拠点回収日 商工会全国大会（～25日） 平成23年度熊本市有功者表彰式 嘱託員便発送日	東京都 14F大ホール
25	金	13:00～14:30	○	合併特例区例月出納検査（予定） 市民連合政調会（総務委員会関係）	応接室 特別委員会室
26	土				
27	日				
28	月				
29	火				
30	水				
12月					
1	木				
2	金				
3	土				
4	日				
5	月				
6	火	13:00		心配ごと相談・行政相談	アスパル・和室
7	水				
8	木	8:30～20:00		資源ごみ拠点回収日	総合支所横
備考	H23年第4回定例会 定期監査概況説明（11月下旬予定：監査事務局対応） 特例区財政状況の公表（9月末）の期限				